

日本総研シンポジウム「新しい国のかたち」参考資料

- ・道州制に関する報告・提言等の比較（p 1～3）
- ・佐賀県制度設計「道州制」Type-H（p 4～5）

佐賀県知事 古川 康

道州制に関する報告・提言等の比較

	政府 【道州制ビジョン懇談会】	自由民主党 【道州制推進本部】	日本経済団体連合会 【道州制推進委員会】	全国知事会 【道州制特別委員会】	佐賀県(Type H)
理念・目的	○理念 時代に適応した「新しい国のかたち」に 一中央集権型国家から分権型国家へー 「地域主権型道州制」 ○目的 ・拠点の多極化、日本全体の活性化 ・国際競争力の強化 ・経済・財政基盤の確立 ・住民本位の地域づくり ・効率的・効率的、責任ある財政運営 ・国家・国民経済の安全性の強化	○理念 日本再生のための中央政府・地方政府の 責任の明確化と地域の経済力の強化 「連邦制に限りなく近い道州制」 ○目的 ・中央集権体制を一新し、基礎自治体中心の地方分権体制へ移行 ・国家戦略、危機管理に強い中央政府と国際競争力を持つ地域経営主体として自立した道州政府を創出 ・国・地方の政府の徹底的な効率化 ・東京一極集中の是正と地方に多様で活力ある経済圏を創出	○理念 明治以来の中央集権体制から地域自立体制への移行 「平成の廃県置州」 ○目的 ・各地に活力に富む自立した広域経済圏が形成され、東京一極集中を解消 ・「究極の構造改革」を通じた行政サービスの質的向上と真の地方自治の実現 ・官の役割の見直しによる民主導の経済社会の実現	○理念 国と地方双方の政府の再構築による 真の分権型社会の実現 ○目的 ・中央集権型システムを改め、地方が真に自立した地方分権型システムを確立	○理念 国と地方双方の政府を再構築し、「国のかたち」を根本的に変えるもの
役割・権限	国の権限は国家に固有の役割に限定し、国民生活に関する行政の責任は一義的には道州と基礎自治体が担う 例示あり ○基礎自治体 ・地域に密着した対人サービス ○道州 ・広域行政、規格基準の設定、基礎自治体の財政格差調整 ○国 ・国家の存立、国家戦略、国家的基盤の維持・整備、全国統一基準の制定に限定	○役割分担の3原則(第2次中間報告) ・国が政策・制度の基本・基準を定める場合も実施主体は道州及び基礎自治体 ・地方支分部局は廃止し、その機能は道州又は基礎自治体に移管 ・国庫補助事業は、財源を付して道州又は基礎自治体に移行 ○第3次中間報告(たたき台) ・権限・財源・人間は基礎自治体優先 ・都道府県の仕事は原則基礎自治体に ・国の仕事は国本来以外は道州に移管	国の役割は外交や防衛など必要最小限のものに限定し、国民の日々の生活に関わる政策のほとんどは、道州あるいは基礎自治体がそれぞれの地域の実情や地域の経営戦略に基づき立案・実施 例示あり ・国の役割について「選択と集中」を図り中央省庁を半数程度に解体・再編 ・内政においては道州・基礎自治体が主体となり政策を立案・実施する	国の事務は国が本来果たすべき役割に重点化し、内政に関する事務は基本的に地方が担うべき ○内政分野で国が担う分野 ・通貨や旅券など国でなければできないもの ・航空管制や気象など国が一括して担う方が合理的・効率的なもの ・基本法制や金融など全国一律に規律しなければ重大な支障が生じるルールの設定	「国地方役割分担法」を制定し、内政は地方。地方の役割のうち州条例で州の役割としたもの以外は市町村。 例示あり 全国的な統計、試験研究、年金、公的保険も、地方の「共同執行体」が実施。 国と地方のもたれあいを徹底的に排除

道州制に関する報告・提言等の比較

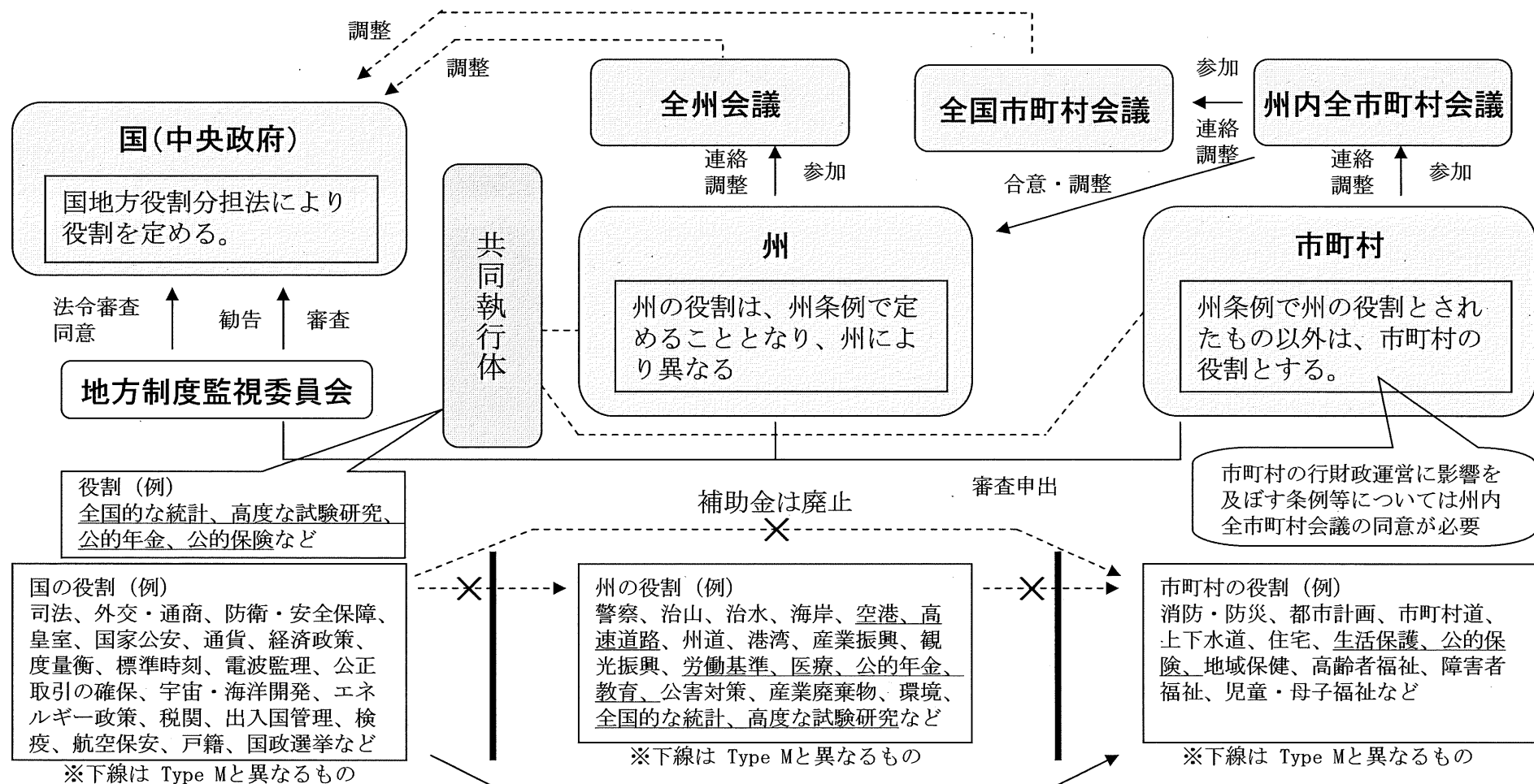
	政府 【道州制ビジョン懇談会】	自由民主党 【道州制推進本部】	日本経済団体連合会 【道州制推進委員会】	全国知事会 【道州制特別委員会】	佐賀県(Type H)
組織・自治権等	○組織 ・各道州独自の立法で自主的に組織を形成 ○首長・議員の選出方法 ・地域住民の直接選挙で選出	○首長と議会 ・二元代表制を基本とすべき (多選制限の必要性、議員内閣制も?)		○首長・議員の選出方法 ・首長は直接公選 少数意見＝議院内閣制 ・議員選出方法は選挙区制 少数意見＝比例代表制加味	
	○自治立法権 ・国の法律は最も根幹的な事項にとどめ、具体的な内容については道州の立法に委ねる ・国の権限は法律と政令までとし、省令、規則等での拘束はできない	○自治立法権 ・国の法律は大枠的かつ最小限の内容に限り、具体的事項は道州の自治立法 ・法律に規定する場合、原則として道州の自治立法で変更可能(「上書き」) ・基礎自治体の事務や組織に関する規定は道州の自治立法では認めない ・道州と基礎自治体の条例が競合する場合は、基礎自治体の条例が優先する	○自治立法権 ・国による法令の規律密度を緩和し、条例制定権を有効に活用	○自治立法権 ・事務執行主体の立法を基本 ・国法の規定は最小限度の基本的な事項に限り、具体的事項は自治立法 ・保障措置として、国法の役割を限定する法規範、国の立法過程への地方の参画、国法と自治立法の競合を調整する仕組みが必要	○自治立法権 ・国は、法令で基準等を定めることができるが、基本的な事項にとどめ、具体的な内容は条例にゆだねる。 ・州が市町村の行財政運営に影響を及ぼす条例を提出する際には、事前に「州内全市町村会議」の同意を得る。
政府間調整	○国・道州間の調整等 ・意見交換等の場として「国・道州連絡協議会」 ・国と道州で争いがある際の「裁定・調整機関」		○道州間・基礎自治体間の調整 ・調整すべき問題が生じた場合は、「道州政策協議機構」で自律的に調整		○国・道州間の調整 ・中央政府は地方の行財政運営に影響を及ぼす法案の提出に際して、地方制度監視委員会の同意を必要とする。 ○道州間・基礎自治体間の調整 ・「全州会議」「州内全市町村会議」「全国市町村会議」で調整。

道州制に関する報告・提言等の比較

	政府 【道州制ビジョン懇談会】	自由民主党 【道州制推進本部】	日本経済団体連合会 【道州制推進委員会】	全国知事会 【道州制特別委員会】	佐賀県(Type H)
税 財 政 制 度	○基本原則 ・偏在性が小さく安定性を備えた新たな税体系を構築 ・課税自主権を付与	○基本 ・国からの財源に依存しない自立的で安定し偏在性の少ない地方税を中心とした体系	○基本 ・必要な財源を新たな視点から国税、地方税に再編し、地方交付税、国庫補助負担金を廃止	○基本的考え方 ・可能な限り偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系を構築	○税制 国…法人税、関税等 州…住民税、事業税、消費税、相続税 自動車税、酒税、揮発油税等 市町村…住民税、固定資産税等
	※専門委員会による検討(1年を目途) ・税財政制度 ・国の資産・債務の取扱い ・経済・財政格差の調整	○財源保障・財政調整 ・道州が財政的に自立できるまでの間は道州間の税源偏在の調整が必要であり、必要な財源保障、財政調整は国の役割として行うべき ※2次報告にあった「シビルミニマム交付金」や第二段階での「調整システムの廃止」については3次報告には記述なし	○財政調整 ・「地方共有税」で水平的調整 ・「シビルミニマム交付金」を新設し全国的に一定水準を保障 ・自主財源の充実のため地方消費税を活用		○財政調整 ・「新地方共有税」で水平的調整 ・各州の1人当たり税収格差を調整 ・州市町村の調整は州ごとに決定 ・補助金は全廃
区 割 り ・ 州 都	○区域 ・住民意思を尊重し、法律でブロック分け ・必要に応じ、専門委員会を設け、透明性のある基準を設定し、基本方針を報告 ○議会・行政庁の所在地 ・議会・行政庁の所在地は各道州が決定	○区割りの選択肢 ・第28地制調の3例(9、11、13ブロック) ・広域地方計画区域(8ブロック+北海道、沖縄) ・衆議院比例代表選挙区(11ブロック) ○州都の選択肢 ・ブロックの中核都市 ・その他の都市あるいは中小都市	○区域 ・全国を10程度の区域に区分	○区域 ・国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべき ・枠組みの議論ばかりを先行させるのではなく地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定すべき	

行政制度のアウトライン(Type H)

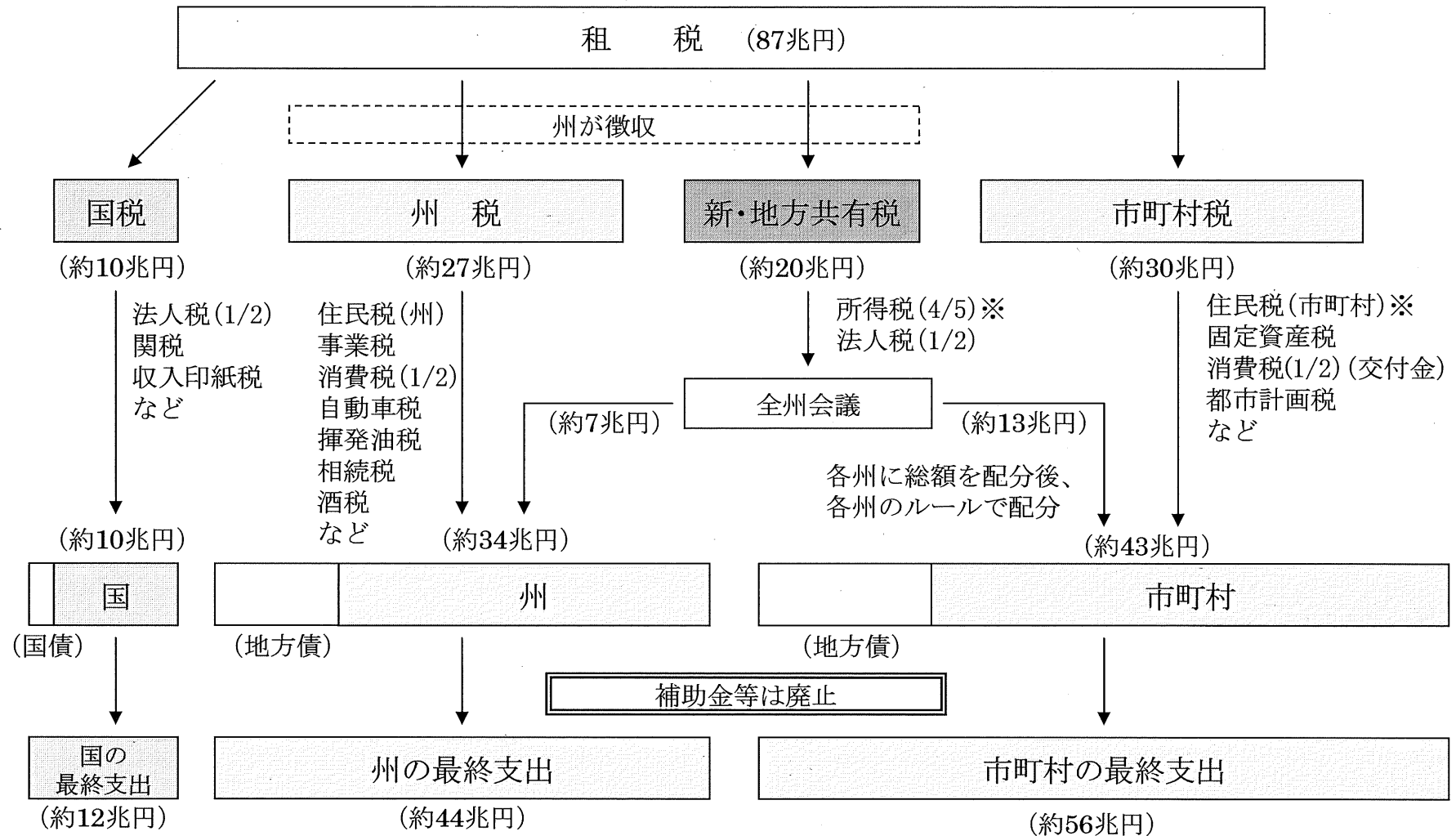
- 可能な限り国、州、市町村の役割を切り分け、それぞれのもたれあいの関係をなくす。
- 国、州、市町村それぞれの役割とされた事項については、それぞれが決定権を持ち、企画立案から管理執行までを一貫して行う担うことを基本とする。
- 内政に関する事項については、地方の役割とすることを基本とし、全国規模や全国統一的に行う事務、高度な試験研究等は、地方自治体が共同で担う。
- 国から地方、州から市町村への補助金は廃止する。



戸籍、国籍選挙など最小限の範囲に限り委託

税財政制度のイメージ(Type H-1)

- 地方が担う役割に見合う地方税収を確保するように国と地方の税源配分を抜本的に見直す。
- 新・地方共有税（仮称）の分配を通じて地方間の財政調整を行う。補助金等は廃止する。



※所得税の1/5は住民税(市町村)へ移譲